

健康保険被扶養者の資格確認調査を実施します

平成28年6月27日
島津製作所健康保険組合

法律（健康保険法施行規則第50条）に基づいて毎年実施しています被扶養者確認調査を今年も行ないます。

18歳以上の被扶養者と定期的に確認が必要な被扶養者を対象に調査を行ないますので、必要書類の提出等、お手数ですがご協力をよろしくお願いいたします。

また、今回は被扶養者である配偶者の健康診断受診状況調査も併せて実施します。アンケート形式の簡単な調査ですのでご協力をよろしくお願いいたします。

調査票は各事業所の総務担当者様を經由して配布・回収をお願いしておりますが、担当者様にはご面倒ですが、健保到着を7月29日とさせて頂いておりますので、回収をよろしくお願いいたします。

健康保険組合の保険給付等の保健事業は被保険者と事業主から納めていただきます保険料で運営されていますが、一方、被扶養者からは保険料を徴収しておりませんが、被扶養者も当然保険給付等の保健事業の支給対象であり、さらに被扶養者を含めた加入者人数は健保組合が国へ収めます高齢者医療制度への納付金等（後期高齢者支援金、介護納付金）の算定基礎数字となるものです。

各健保組合とも医療費の適正支出という観点から被扶養者の資格確認は法律に基づいて厳格に実施されております。

被保険者様、また各事業所の総務担当者様にはお手数をお掛けしますが、ご協力よろしくお願いいたします。